

産業建設常任委員会記録

令和3年4月28日

【開催日】 令和3年4月28日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時30分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林係長	平健太郎	農林水産課農林係主任主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	書記	岡田靖仁
------	------	----	------

【審査内容】

1 山陽小野田市地方卸売市場について

午後1時30分 開会

中村博行委員長 それでは産業建設常任委員会を始めます。本日の委員会は、4月20日の第5回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会について、執行部から報告があるため開催しました。説明会の報告をお願いします。

河口経済部長 先日、第5回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会を開催し

ましたので、その説明とその場でどのような意見があったかを川崎次長から御説明します。

川崎経済部次長兼農林水産課長 第5回山陽小野田市卸売市場関係者説明会は、令和3年4月20日13時30分から山陽小野田市地方卸売市場において開催しました。出席者は33名、その内訳は仲卸業者1名、買受人11名、附属営業人1名、生産・出荷者9名、市議会議員4名、その他市場関係者が5名、報道関係者が2名です。説明会では、委員の皆様にお配りしております資料を基に経過報告をしました。内容としては、卸売市場法の規定に基づき、Yフーズ株式会社が県の認定を受けて、4月1日から市場を開設する予定でしたが、3月20日にYフーズ株式会社から市に対して、県から不認定とされたとの連絡があり、市場貸付けの条件である県の認定が受けられなかったことから、市場を一旦閉場したこと、しかし、市場が必要であるとの判断から再度、市場関係者から市場を開設の提案を求めることとしたことの報告をしました。次に、資料の8ページの3、市場継続について（1）民間事業者による開設及び一時的運営（つなぎ運営）への提案についてのフローを御覧ください。5月末までに提案を求め、提案があれば随時に提案者からヒアリングを行うこと、複数の提案があれば、6月末までに協議をしていただくこと、協議が整えば契約を締結し、市場を開設することを説明しました。また、手続きの列の認定取得期間が来年の3月末までとなっており、最長で来年の3月末までに、県の認定を取得していただく旨を説明しております。その後、認定を取得した後の直近の議会において、減額貸付けの議案を上程する予定としております。最長で契約締結市場開設開始が7月となっておりますが、もし複数の手挙げがありましたら、協議期間が6月末までとなることから、開設予定者によって市場開設までの間、つなぎをしていただくという予定です。フローについては以上です。次に資料1から御説明します。まず1、貸付物件を開設者の場合とつなぎの場合でそれぞれ説明をしております。次に2、貸付料も開設者の場合とつなぎの場合でそれぞれ説明をしております。開設につきましては年額約360万円で

すが、開設から3年間は議会の議決を得て10分の1の額とし、4年目から増額予定と説明をしております。つなぎにつきましては年額23万5,505円と示していますが、これ売場と外部冷蔵庫を貸し付ける場合の例であり、協議によって増減があります。つなぎは、貸付料の減額はなしということで考えております。それから3、経費については、開設に掛かる経費を参考までにお示ししております。それから4、要件は、届出者及び運営についてそれぞれ御説明しました。5、提出書類は、届出書、市税等に関する宣誓書兼調書に関する承諾書、事業計画書であり、令和3年5月末までを期限として農林水産課に提出いただく旨を御説明しました。資料の2ページ目以降は、資料2が市場の建物、土地についての一覧、3ページが貸付料になります。これは、上の欄が開設のときの参考金額で合計361万4,600円です。それから、下の欄がつなぎの参考金額で売場と冷蔵庫の場合の例として、合計23万5,505円となります。これはつなぎをされる方との協議によってこれが増減するという事です。4ページは市場の経費です。これは、参考までに、令和元年度の経費を挙げております。警備委託料等開設者の経営内容によって削減されるものも含めています。光熱費、通信運搬費はつなぎの場合も負担していただくとお示ししております。それから、5ページ以降は、届出書の関係の様式を示しております。5ページが届出書、6ページが市税等に関する宣誓書兼調書に関する承諾書で、7ページが事業計画書の参考様式で資産状況が分かるものを添付していただくことを御説明しました。資料の説明については以上です。次に、この説明会に対する御意見がありましたので、主なものを御報告します。まず、市は何もしないのかという質問に対しては、提案者に対してヒアリングを実施し、事業計画、財務状況を聞き取り、必要に応じて県への協議をお願いするという事で回答しました。それから、県の認定は必要かという質問に対しては、公平公正な取引を確保するため、また、県の指導下にあるため必要であると回答しました。それから、事業者間で協議が整わないのではないのかという質問に対しては、市場関係者で市場の開設を考えてもらいたいと回答しました。それから、協議が整わない場合には閉場する

のかという質問に対しては、協議が整わない場合は閉場であるため、市場関係者が開設に向けて一本化してもらいたいと回答しました。それから、閉場が長くなると市場離れが起こるのではないかとという質問に対しては、つなぎを考えていると回答しました。それから、具体的にフレッシュに任せたらどうかという質問に対しては、その場で即答はせずに、持ち帰って部内で協議をすると回答しました。その協議結果について御報告します。市長、副市長と協議した結果、フレッシュの高橋氏に暫定的な市場の運営の可否について意向を確認したところ、高橋氏からは是非させてほしいという御意向を頂いたので、つなぎまでのつなぎとして短期間ではありますが開場して運営していただく方向で調整をしています。予定では、5月6日につなぎまでのつなぎの開場を目指して調整を進めているところです。

中村博行委員長 ただいま報告と主な質疑の答弁がありましたので、全般について後ほど委員の皆様から質疑を頂きます。4月20日の説明会に私を含め4名の市議会議員が行っておりますが、その際に意見がもう少しあったと思います。それについて私から質問をしますので、回答をお願いします。まず、前回手を挙げたが門前払いをされたので今回も同様になるのではないかと危惧しているという質問がありましたが、この辺りの経過について説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 お話をさせていただき段階でよく確認せよという御意見がありましたので、資料で示した届出者の要件に合致すれば、届出ができますと回答しました。

中村博行委員長 今回はその要件が整えばということですね。次に、行政がヒアリングをする意味があるのかと問われましたね。結局ヒアリングしても前回のYフーズ株式会社のように県が不認可ということになったんで、市がヒアリングする意味はあるのかということが問われました、その辺を明確に説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 前日も2社から手が挙がりましたのでヒアリングを実施しました。そこで事業計画、考え方等をお聞きしました。今回も卸売市場として開設できる計画となっているかどうかを確認するためにヒアリングを実施しますが、今回は昨年 of 事業計画に加えて、財務状況の聞き取りを行うこととしており、必要に応じて県との協議をお願いするということで考えています。ただ、市の実施するヒアリング及び県への確認が認定を保証するものではないというところがありますが、事業計画、資金計画等については、市で聞き取りによって確認していきたいと思います。

中村博行委員長 前回のことを踏まえて指導できる部分が増えたんじゃないかという気はします。次に、複数者が手を挙げた場合、一社にまとまるのが困難ではないかという意見がありましたが、これについては、決まらない場合は閉場するというところで関わりがありますので、後からまたお聞きします。次に、4月1日からいきなり閉鎖になったため、生産者等関係者が非常に困っていると、そして3月31日に退去の連絡があったが4月1日に市場において職員が閉鎖の案内をするべきであったというお話がありましたが、これについて説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 3月20日にYフーズ株式会社から市に不認定であったという連絡が入りました。それから協議をする中で今後の方向性を確認しました。市の職員が市場に出向いて御案内できればよかったのですが、終日いることも困難でしたので3月25日頃に市場関係者宛てに郵送にて閉場の連絡をしました。同時に市場に張り紙をして閉場の周知をしました。

中村博行委員長 それが徹底されなかったということは反省の一つだと思います。次に、関係者に対して独裁的、差別的な対応を行っていたYフーズ株式会社から何ら謝罪等はないが、行政は何か聞いているかと質問がありました。これはYフーズ株式会社のことであり、行政は関係ないかも

しれませんが、関係者とすればそういう思いをお持ちであったと想像できますので、何か聞いていればお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 Yフーズ株式会社からは特に聞いておりません。これに対して市が指導等を行うべき立場ではないと思っております。

中村博行委員長 次に、これに関係して行政が決定したYフーズ株式会社が不認可であったことの責任について市がどう考えているかという質問がありました。これはいかがですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 開設予定者として2社から手が挙がり、事業者間で協議が整ったことを受けて市がYフーズ株式会社に決定をしました。このことについては特に問題がないと考えております。ただ、市場を4月1日に開場する方向で進めていたところ、不認定ということになり、開場できなかつたことに対しましては、それを期待された方に対して申し訳ないという思いがあります。

中村博行委員長 次に、市は手続を進めてきたがよい結果にならなかった、しかしながら、この1年間、生産者、小売店、フレッシュ等が中心になって市場が維持されてきたことに対する感謝が全くないが、感謝を表明すべきではないかという意見がありましたが、これについてはどうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 中央青果が業務廃止になりまして、その後フレッシュに市長の代行業務をお願いして6月20日まで行っていただきました。6月21日からも市場を従前どおり開設したいということから市が承認してフレッシュをお願いしていました。そのことに対して市場の関係者、フレッシュ、出荷者や買受人ほか市場関係者の方に非常にいい運営をしていただいたことに関しては、説明会でも申し上げたとおり、大変感謝しています。

中村博行委員長　ここまでは紛糾しておりましたが、川崎次長が今の感謝を述べられたということがあって、建設的になったと思います。市場離れを進めないために開設者が決まるまではフレッシュに継続してもらってはどうかという指摘がありましたね。それについて、先ほどのつなぎまでのつなぎということで説明がありましたが、再度詳細を説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　市場の閉場をできるだけ短くし、また最も混乱を抑える方法を内部で協議した結果、つなぎまでのつなぎを提案しました。また、市場関係者から閉場の期間が長ければ市場離れが起こるため、具体的にフレッシュに運営を行っていただけないか提案がありました。それらを受けて市からフレッシュに説明会で提案があったことを伝え、意向を確認したところ是非行いたいというお話がありましたので説明会で非常に短期間のつなぎまでのつなぎについて説明しました。つなぎの事業者が円滑に決まれば最短で5月末まででつなぎまでのつなぎが終了することもありますし、業者間が協議をする6月末までが最長の期間と考えております。その短期間で取引のルールが変わると市場が非常に混乱することから、フレッシュに取引の内容については従来どおり方法で進めるかを確認したところ、従来の方で進めていただけることを確認しましたので、市場が混乱なく開設、開場できるであろうという判断から協議を進めているところです。

中村博行委員長　つなぎまでのつなぎというのは説明が出ていなかったと思うので、指摘を受けて対処されたということだと思います。次に、今回手が挙がらなかったら市長が開設者になるべきではないかという質問が改めて出たと思うんですけども、これに対してお答えください。

川崎経済部次長兼農林水産課長　今回、認定が取れなかったため、市場は閉場となりました。しかし、市場を継続するためにもう一度皆様から提案していただくということで説明会を開催しました。これは、これまでの

ことを一旦リセットして説明会を開催したわけですが、どこまでをリセットして考えているかを説明します。昨年5月、6月時点では、市が開設者として、卸売業者を募集しましたがそのときには手が挙がりませんでした。次に7月8月に説明会をしまして、民間事業者での提案を求めたところ、2社から手が挙がりました。この、民間事業者の提案を求めるところまでを遡って、リセットして説明会を開催したというところですので、市が開設者として市場を運営することは考えていません。

中村博行委員長 過去からずっと答弁が変わっていないと思いますが、次に、複数手を挙げられた方の中に前回のYフーズ株式会社が入っていればほかの方は絶対に手を下ろさないという厳しい指摘がありました。それについて回答できますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは先ほど申しましたように、どなたが手を挙げられるか、提案されるかというところがありますが、その提案された方が一本化できず1社に決まらなかったら、市場は閉場になります。1社に決まれば、認定を取っていただくということになります。ですので、どこが手を挙げられたからどうだということはありません。

中村博行委員長 それから、今回の要件の中に、市場運営を維持継続する強い思いを持つものという項目を入れるべきではないかという意見がありましたね。前回のことを踏まえると協調性が非常に重要であって、前回、Yフーズ株式会社が取られたようなやり方はふさわしくないという意見がありました。だから、本当にやる気があるかどうかこの辺りを項目の中に入れたらどうかということですがその辺りはどうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場を開設するという提案をする事業者は、当然市場運営を維持継続するという思いの中で手を挙げられると思います。そういう思いは必要であると思いますが、特に要件の中に入れるということは考えておりません。

中村博行委員長 先ほどから決まらない場合は閉場するというのを何度も述べられていますが、結局市が閉場を望んでいるのではないかという意見がありましたね。決まらなければ閉場するということの真意を求められていましたので教えてください。

多田敏明農林水産課参与 説明会の最後に山陽小野田市が市場に対してどう考えているかということで、閉場することが目的ではなく、皆様に一本化していただかなければ行政はもう市場を閉場するしか手がないという考えであるということです。過去のいきさつ等があり、なかなかまとまりにくいところがあったとしても、現在ある市場施設を利用して、市場活動を続けていくという形でまとまっていたきたいというのが市の真意であると説明会でも最後に申し上げたところです。また、ある事業者との協議の中で、手を挙げたところがあれば一同に会して真意を伝えないかという提案もありました。これについても手挙げがあった段階で随時ヒアリングを行い、その中で、そのこと自体を徹底していくということで現在進めております。

中村博行委員長 今の答弁で十分伝わったと思います。それから、皆様が疑問に思われていたのが、Yフーズ株式会社が不認定となった理由を知りたいということですね。説明会の場でふさわしい内容かどうかは別にして、Yフーズ株式会社の関係者の方が説明会に参加しておられたので、積極的に答弁していただきました。その中で、不認定の理由は、県の内示によるもので詳細は分からないと述べられたということがありました。私が説明会当日に聞いた質疑は以上です。それ以外で委員の皆様から質疑を求めます。

森山喜久委員 今回は財務状況等を資料として提出してもらおうと言われましたが、この財務状況等は何か様式のようなものがありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 特に決まったものはありません。法人であれ

ば、決算書等を出していただきながら確認しようと思っております。県の資料も確認しましたが、県の内規ですから見るできないところがありますので、そこは県に確認しながら進めていきたいと考えています。

森山喜久委員 法人であれば決算書、個人であれば確定申告の資料ということ
でよろしいでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

中村博行委員長 つなぎまでのつなぎという進め方も含めて質疑があればお願い
いたします。

森山喜久委員 現在、市場は閉場していますが、資料4ページ委託料について、
トイレの清掃や草刈りその施設の維持管理の関係は、当分の間は市が行
うということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 トイレの清掃、草刈り等につきましては、つ
なぎまでのつなぎ、つなぎを行う事業者に行っていただくようお願いし
ます。消防用設備保守点検及び防火対象物点検報告業務委託、浄化槽維
持管理業務委託、自家用電気工作物保安管理については、開設者が決ま
るまでは市が行います。

森山喜久委員 火災保険等も含まれていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 建物が市の所有であるため、保険に加入して
おります。

中村博行委員長 市が支出する経費関係は、特別会計がなくなり、一般会計か
ら支出されるということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

岡山明委員 つなぎまでのつなぎが5月6日から事業再開されるという話でしたが、生産者、関係者への連絡は既にされていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 5月6日を目標に協議、手続を進めていますが、現在、契約内容を協議しておりますので、合意を得ましたら関係者に連絡します。

森山喜久委員 市場の開場を市のホームページで周知する予定はありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 特定の方が対象になりますのでホームページ等による周知が適切かを含めて検討します。

岡山明委員 現段階で手を挙げていただけそうな事業者がありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 現在、市では把握していません。

宮本政志委員 手を挙げた事業者の協議が整わない、又は県の認定を受けることができない場合の閉場とは、市場そのものの閉場という意味ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

宮本政志委員 令和4年6月末までに整わなければ閉場ですか、それとも、届出があった場合にはこの期限を少し延期することも検討されますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 最短では令和3年5月末時点で提案がなければ閉場になります。複数の方が手を挙げたが協議が整わない場合は、令和3年6月末までに協議が整わなければ閉場になります。協議が整い、

一本化された場合には令和4年3月末までに県の認定を取っていただき、令和4年6月議会に減額貸付けの上程をしますので、それで議決されればそれから、令和4年4月以降に開設されるというのが最長です。

高松秀樹委員 県の認定について、今回の不認定の理由は県の内規によるものでありますが、その可否の基準があつてしかるべきではないですか。基準が明確でなければ次回もまた不認定となりかねないため、事前にその辺りを調べたほうが良いと思います。

多田敏明農林水産課参与 私どももその点を最も懸念しております。市としては、認定に際して県がどこに重点を置いているのか、また、可能な限り内規についても勉強して、お示しできるものがあればヒアリングの段階で示していきたいと考えています。

河口経済部長 今回の答弁の補足ですが、この認定には申請者が法人であることが要件となっていますが、個人事業主が法人化して開設者になる際にもどのような資料が必要であるか等も県に確認を取りながら勉強し、ヒアリングの中でお話をしたいと思っております。

高松秀樹委員 是非そうしていただきたい。通常、民間事業者が融資を受ける場合は、融資元の助言があります。そういう助言を県ができないのであれば市がしっかり行ってくべきだと思います。せっかく手を挙げてもらうなら、再び不認定になることがないようにお願いしたい。

中村博行委員長 一番大事なところかと思っておりますので、その辺はしっかりとお願いしたい。ほかにありませんか。

恒松恵子委員 資料1の要件に市内の事業者であることがありませんが、宇部市など近隣の市町の事業者でも構わないということですか。また、認定を受けた場合には本社を山陽小野田市に移さないといけないという規定

はありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 所在地等を市内に限定する要件はありません。

中村博行委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、説明会の報告及び質疑は終わりますが、小野田中央青果の破産に係る裁判の状況が分かれば教えてください。

河口経済部長 小野田中央青果の裁判は破産管財人が行っておりますが、1月26日に債権者集会がありまして、これについては既に委員の皆様へ報告をしております。5月11日に債権者集会があるということは把握していますが、そのほかに御報告することはありません。

中村博行委員長 その件については後日報告をお願いします。それでは、以上をもって産業建設常任委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後2時30分 散会

令和3年（2021年）4月28日

産業建設常任委員長 中 村 博 行